

経 済 産 業 省

20240110貿局第2号
輸出注意事項2024第1号
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年1月25日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和6年2月1日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改 正 後	現 行																														
1～6 （略）	1～6 （略）																														
別紙第1	別紙第1																														
1～4 （略）	1～4 （略）																														
5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2－1－1の（5）の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））	5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」2－1－1の（5）の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。））																														
<table><tr><th>化学物質の名称</th><th>CAS番号 (例示)</th><th>POP s 条約対象</th></tr><tr><td>(1)～(9) （略）</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(10) N, N' <u>ニ</u>ジトリルーパラ ーフェニレンジアミン、Nー トリルーN' ーキシリルー パラーフェニレンジアミン 又はN, N' ージキシリルー パラーフェニレンジアミン</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(11)～(34) （略）</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(35) <u>ペルフルオロ（ヘキサ-</u> <u>1ースルホン酸）（別名PF</u> <u>Hx S）若しくはペルフルオ</u> <u>ロ（アルカンスルホン酸）（構</u> <u>造が分枝であって、炭素数が</u> <u>6のものに限る。）又はこれ</u> <u>らの塩</u></td><td><u>355-46-4</u> <u>3871-99-6</u> <u>55120-77-9</u> <u>68259-08-5</u> <u>70225-16-0</u> <u>82382-12-5</u> <u>68391-09-3</u> <u>93572-72-6</u></td><td><u>○</u></td></tr></table>	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象	(1)～(9) （略）	(略)	(略)	(10) N, N' <u>ニ</u> ジトリルーパラ ーフェニレンジアミン、Nー トリルーN' ーキシリルー パラーフェニレンジアミン 又はN, N' ージキシリルー パラーフェニレンジアミン			(11)～(34) （略）	(略)	(略)	(35) <u>ペルフルオロ（ヘキサ-</u> <u>1ースルホン酸）（別名PF</u> <u>Hx S）若しくはペルフルオ</u> <u>ロ（アルカンスルホン酸）（構</u> <u>造が分枝であって、炭素数が</u> <u>6のものに限る。）又はこれ</u> <u>らの塩</u>	<u>355-46-4</u> <u>3871-99-6</u> <u>55120-77-9</u> <u>68259-08-5</u> <u>70225-16-0</u> <u>82382-12-5</u> <u>68391-09-3</u> <u>93572-72-6</u>	<u>○</u>	<table><tr><th>化学物質の名称</th><th>CAS番号 (例示)</th><th>POP s 条約対象</th></tr><tr><td>(1)～(9) （略）</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(10) N, N' ジトリルーパラ ーフェニレンジアミン、Nート リルーN' ーキシリルーパ ラーフェニレンジアミン又 はN, N' ージキシリルーパ ラーフェニレンジアミン</td><td></td><td></td></tr><tr><td>(11)～(34) （略）</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr></table>	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象	(1)～(9) （略）	(略)	(略)	(10) N, N' ジトリルーパラ ーフェニレンジアミン、Nート リルーN' ーキシリルーパ ラーフェニレンジアミン又 はN, N' ージキシリルーパ ラーフェニレンジアミン			(11)～(34) （略）	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象																													
(1)～(9) （略）	(略)	(略)																													
(10) N, N' <u>ニ</u> ジトリルーパラ ーフェニレンジアミン、Nー トリルーN' ーキシリルー パラーフェニレンジアミン 又はN, N' ージキシリルー パラーフェニレンジアミン																															
(11)～(34) （略）	(略)	(略)																													
(35) <u>ペルフルオロ（ヘキサ-</u> <u>1ースルホン酸）（別名PF</u> <u>Hx S）若しくはペルフルオ</u> <u>ロ（アルカンスルホン酸）（構</u> <u>造が分枝であって、炭素数が</u> <u>6のものに限る。）又はこれ</u> <u>らの塩</u>	<u>355-46-4</u> <u>3871-99-6</u> <u>55120-77-9</u> <u>68259-08-5</u> <u>70225-16-0</u> <u>82382-12-5</u> <u>68391-09-3</u> <u>93572-72-6</u>	<u>○</u>																													
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POP s 条約対象																													
(1)～(9) （略）	(略)	(略)																													
(10) N, N' ジトリルーパラ ーフェニレンジアミン、Nート リルーN' ーキシリルーパ ラーフェニレンジアミン又 はN, N' ージキシリルーパ ラーフェニレンジアミン																															
(11)～(34) （略）	(略)	(略)																													
(新設)	(新設)	(新設)																													

別紙第2 (略)

別紙第2 (略)

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後			現 行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)		
輸出令 別表第2の 項	輸出令別表 第2中解釈を 要する語	解 釈	輸出令 別表第2の 項	輸出令別表 第2中解釈を 要する語	解 釈
33・35	(略)	(略)	33・35	(略)	(略)
35の3	(略)	(略)	35の3	(略)	(略)
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N, N'－ジトリル－パラフェニレンジアミン、N－トリル－N'－キシリル－パラフェニレンジアミン又はN, N'－ジキシリル－パラフェニレンジアミン、2, 4, 6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター1, 3－ジエン、2－（2H－1, 2, 3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4, 6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブROMOビフェニル、テトラブROMOジフェニルエーテル、ペンタブROMOジフェニルエーテル、ヘキサブROMOジフェニルエーテル、ヘプタブROMOジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサブROMOシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N, N'－ジトリル－パラフェニレンジアミン、N－トリル－N'－キシリル－パラフェニレンジアミン又はN, N'－ジキシリル－パラフェニレンジアミン、2, 4, 6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター1, 3－ジエン、2－（2H－1, 2, 3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4, 6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファ－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブROMOビフェニル、テトラブROMOジフェニルエーテル、ペンタブROMOジフェニルエーテル、ヘキサブROMOジフェニルエーテル、ヘプタブROMOジフェニルエーテル、エンドスルファン（又はベンゾエピン）、ヘキサブROMOシクロドデカン、ペンタクロロフェノール

		はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブロモジフェニルエーテル、PFOA又はその塩、<u>ペルフルオロ（ヘキサノールスルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩並びにこれらを含有する混合物又は製剤</u>			又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、デカブロモジフェニルエーテル、PFOA又はその塩並びにこれらを含有する混合物又は製剤
	(略)			(略)	
	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が<u>2</u>以上のものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。 ①～③ （略）			ポリ塩化ナフタレン（塩素数が<u>二</u>以上のものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。 ①～③ （略）	
	アルドリン<u>及び</u>DDTが使用されている以下の製品を含む。 ①・② （略）			アルドリン<u>又は</u>DDTが使用されている以下の製品を含む。 ①・② （略）	
	(略)			(略)	
	PFOS又はその塩が使用されている以下の製品を含む。 ①～④ （略） ⑤ メッキ用の表面処理剤 <u>及び</u>その調製添加剤 ⑥～⑫ （略）			PFOS又はその塩が使用されている以下の製品を含む。 ①～④ （略） ⑤ メッキ用の表面処理剤 <u>又は</u>その調製添加剤 ⑥～⑫ （略）	
	(略)			(略)	
	<u>ペルフルオロ（ヘキサノールスルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であって、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩が使用されている以下の製品を含む。</u>			(新設)	

		<u>① はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</u> <u>② 金属の加工に使用するエッチング剤</u> <u>③ 半導体の製造に使用するエッチング剤</u> <u>④ メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤</u> <u>⑤ 半導体の製造に使用する反射防止剤</u> <u>⑥ 半導体用のレジスト</u> <u>⑦ はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤</u> <u>⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</u> <u>⑨ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</u> <u>⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</u>					
3 5 の 4 ～ 4 3	(略)	(略)		3 5 の 4 ～ 4 3	(略)	(略)	
(6) ～ (9) (略)				(6) ～ (9) (略)			